

八代市監査委員公告第6号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況を、別紙のとおり公表します。

令和6年4月30日

八代市監査委員 江 崎 眞 通

八代市監査委員 上 原 治

八代市監査委員 北 園 武 広

定期監査結果に対する

措置状況

(令和6年4月)

八代市監査委員

## 目 次

### 措置の内容

#### 【平成30年度実施分】

- ◆ 健康福祉政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

#### 【令和4年度実施分】

- ◆ 泉支所産業建設課（旧農林水産政策課 泉農林水産地域事務所）・・・・・・ 2
- ◆ 財産経営課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

#### 【令和5年度実施分】

- ◆ デジタル推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ◆ 市民活動政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ◆ 市民課・・ 7
- ◆ 観光・クルーズ振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ◆ 文化振興課・・ 10
- ◆ 土木課・・ 11
- ◆ 生涯学習課・・ 13

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 健康福祉政策課  
監査対象年度 平成29年度  
監査実施期間 平成30年11月19日 ～ 平成30年12月17日

指摘事項	<p>①平成11年の台風災害における災害援護貸付金について、健康福祉政策課、千丁及び鏡健康福祉地域事務所それぞれ債権管理を行っているが、次のような不適切な取り扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・借受人や保証人が死亡し、その後の相続人の調査等が行われず催告等が行われていない</li><li>・数年間納入のない滞納者に対して、分納誓約書等が取り交わされておらず債務の承認が行われていないもの</li></ul> <p>関係法令等に基づき、滞納者の状況に応じた適正な債権管理を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>ご指摘のあった、健康福祉政策課及び千丁健康福祉地域事務所において債権管理を行っていた災害援護資金貸付金については、八代市債権管理条例第10条の規定に基づき債権の整理を行いました。また、鏡健康福祉地域事務所分については、納付相談や分納を継続しています。</p> <p>今後は、関係法令及び八代市債権管理マニュアルに基づき、適正な債権管理に努めます。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 泉支所産業建設課（旧泉農林水産地域事務所）  
監査対象年度 令和3年度  
監査実施期間 令和4年9月16日 ～ 令和4年10月14日

指摘事項	<p>八代市緑資源幹線林道事業補助金については、補助対象者へ事業補助として交付してあるが、前金払により支出されていた。前金払は金額が確定しているものについて、事前に支払う制度であるが、当該補助金は事業終了前に金額が確定しない事業補助であるため、この場合は前金払ではなく、適切な時期に概算払を行い、事業終了後に精算を行うべきであった。このことについては、令和2年度の定期監査においても同様の指導を行っていたが、改善が見られなかった。</p> <p>今後は、地方自治法施行令、「会計事務の手引き」等に基づき、適正な補助金交付事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>この補助金については、補助金交付要領上、実績報告を要する補助金として位置付けておりましたが、緑資源幹線林道菊池人吉線（砥用・泉、泉・五木区間）八代市（旧泉村）関係賦課金償還予定集計表によって金額が確定しているため、前金払い扱いとなります。</p> <p>よって、地方自治法施行令、「会計事務の手引き」に基づき、前金払について八代市緑資源幹線林道事業補助金交付要領の一部改訂を行いました。以後、適正な補助金交付事務を行います。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            財産経営課  
監査対象年度        令和3年度  
監査実施期間        令和4年6月2日 ～ 令和4年7月7日

指摘事項	<p>⑦本庁舎の消防計画の作成と消防長への届出が行われていなかった。また、仮設庁舎については消防計画が作成され消防長に届け出ているが、消防訓練が行われていなかった。</p> <p>消防法施行令第3条の2第1項に、防火管理者は、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないと規定されている。</p> <p>また、同条第2項に、防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、その他防火管理上必要な業務を行わなければならないと規定されている。</p> <p>消防法施行令に基づく消防計画の作成と届出を行うとともに、消防訓練を適正に実施していただきたい。</p>
改善内容	<p>⑦指摘のあった消防計画を作成し、令和6年3月21日に消防長へ提出しました。</p> <p>消防訓練については、令和6年2月6日（火）に実施しました。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            デジタル推進課  
監査対象年度        令和 4 年度  
監査実施期間        令和 5 年 4 月 10 日 ～ 令和 5 年 5 月 11 日

指摘事項	<p>携帯電話基地局の土地賃借において、後年度予算の裏付けがない状態で契約書に1年ごとの自動更新条項を設けていた。</p> <p>不動産を借りる契約は、地方自治法第234条の3に定める長期継続契約ができるものに該当することから、令和3年度の定期監査においても、次回契約を更新する際に相手方と協議し、自動更新によらない契約を締結するよう指導していたが、見直されていなかった。</p> <p>長期継続契約の条件を十分精査し、相手方と協議した上で、関係法令に基づき適正な予算措置及び契約事務を行うようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった携帯電話基地局の土地賃借契約については、令和6年4月1日から長期継続契約（3年間）に見直しました。</p> <p>今後、契約更新のたびに長期継続契約を適用します。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

## 定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

## 記

課 かい 名            市民活動政策課

監査対象年度        令和4年度

監査実施期間        令和5年9月8日 ～ 令和5年10月17日

指摘事項	<p>八代市地域協議会活動交付金が概算払により交付されていたが、その精算が同一年度内に行われていなかった。概算払をした補助金の履行確認は、新年度においては行えないものであり、精算が同一年度内に行えないことが明らかな場合には、概算払ではなく精算払（財務会計システムにおける通常払）とすべきであった。</p> <p>適正な処理を行うことができるよう事務処理手順等の見直しを行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった「概算払による支出に対して、精算が同一年度内に行われていない。」ことについては、「概算払」での支出は、同一年度内に「精算」を行うよう改善を図ります。</p>

指摘事項	<p>コミュニティセンター一部管理業務委託の受託者であるまちづくり協議会等から公益社団法人八代市シルバー人材センターへの一部管理業務委託の再委託について承認申請が行われ、再委託の承諾が行われていたが、承認申請書には再委託する相手先の団体名や住所を除くほか、必要と思われる事項が記載されていなかった。</p> <p>再委託の承諾を判断するためには、再委託する相手先の商号・名称や住所のみならず、再委託する業務の範囲、契約金額、再委託の必要性、再委託先を選定した理由等が必要と思われることから、再委託の承認の判断に当たって必要な事項の記載を求めていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった「再委託の承諾の判断に当たって、必要な事項の記載を求める。」ことについては、再委託を申請される地域協議会に対して、提出する承諾申請書に、「再委託の承諾の判断に当たって、必要な事項の記載を求める。」こととします。併せて、地域協議会に送付する承諾通知書に、「再委託の承諾に当たって、必要な事項を記載する。」こととします。</p>

指摘事項	<p>コミュニティセンター一部管理業務委託の再委託業務の受託者である公益社団法人八代市シルバー人材センターの会員がコミュニティセンター使用料の収納事務に携わっていた。</p> <p>徴収又は収納の事務の委託を受けた者が更に別の私人に対して当該事務を再委託することはできないことが過去の行政実例により示されていることから、再委託業務の受託者が収納事務に携わることのないよう再委託業務の範囲の整理を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった「再委託業務の範囲の整理を行う。」ことについては、地域協議会に送付する再委託業務に関する承諾通知書に「再委託業務の範囲」を明記するよう改善し、範囲外の業務に携わることがないように指導を徹底します。</p>

指摘事項	<p>八代市市政協力員研修費等補助金交付要領第3条に、補助金の交付対象となる経費は八代市市政協力員が校区会において実施する研修等に要した経費とすると規定されているものの、補助対象とする経費の性質別の区分について規定されていなかった。また、実績報告書に記載された事業費についての審査が行われておらず、事業費の根拠となる領収書等の書類は、各コミュニティセンターにおいて保管され、本課での審査には使用されていなかった。</p> <p>この補助金は事業補助であり、補助対象とする経費の性質を定め、実績報告の際に領収書等により内容を精査した上で額を確定する必要があることから、提出された実績報告書の審査を行い、補助目的に適合しているか等の精査を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>ご指摘のあった「領収書等により提出された実績報告書の審査を行い、補助目的に適合しているか等の精査を行うこと」については、八代市市政協力員研修費等補助金交付事務取扱マニュアル」を作成し、「収支予算書及び収支決算書の支出区分」及び「補助金の交付申請時及び実績報告時の内容の審査」について規定したところです。このことにより、「経費の性質別区分の規定」及び「領収書等の書類を審査に使用し、それらの写し等は市民活動政策課市民活動政策係において保管する」ように改善しました。</p> <p>今後は、本事務取扱マニュアルに基づき、適正な事務に努めます。</p>



八市観ク第243号  
令和6年3月22日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 観光・クルーズ振興課  
監査対象年度 令和 4 年度  
監査実施期間 令和 6 年 1 月 1 0 日 ~ 令和 6 年 2 月 2 日

指摘事項	<p>(ウ) 日本遺産周遊コンテンツ造成事業業務委託について、委託業務のうち企画・運営やプロデュースなどの業務の再委託が行われていたが、受託者から市に対する再委託の承認申請が行われていなかった。</p> <p>委託契約書第6条において、「受託者は業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による委託者の承諾を得たときは、この限りではない。」と定められており、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方や行う業務の範囲、必要性等について記載した書面を提出させ、市が適当と認めた場合に限り承認を行うことができるものである。</p> <p>不適切な再委託が行われないよう、必要書類が提出されているか十分確認を行い、適正な契約事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>(ウ) 指摘のあった日本遺産周遊コンテンツ造成事業業務委託については、令和4年度で事業が終了しております。</p> <p>今後、類似業務が生じた場合には、不適切な再委託が行われないよう、必要書類が提出されているか十分確認を行い、適正な契約事務を行います。</p>

指摘事項	<p>(エ) 八代市日本版DMO活性化事業補助金（出向職員分）について、補助金 2,101,000 円を概算払していたが、実績額は 1,989,992 円だった。しかし、同額精算されており、111,008 円の過払いが生じていた。</p> <p>八代市日本版DMO活性化事業補助金交付要領第 1 3 条第 2 項には「市長は、概算払により補助金を交付した場合において、第 1 1 条の規定により確定した補助金の額が概算払により交付した補助金額に満たないときは、DMOに差額分を返還させるものとする。」とされていることから、実績額を超えて交付された補助金については返還請求を行っていただきたい。</p> <p>また、今後は、実績報告書の精査等を十分に行い、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>(エ) 指摘のあった、八代市日本版DMO活性化事業補助金（出向職員分）の過払いについては、DMOやつしろに対し、過払い分の補助金に係る返還命令を行い、令和 6 年 2 月 2 8 日に返還が完了しております。</p> <p>今後は、実績報告書の精査を十分に行い、適正な補助金交付を行います。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            文化振興課  
監査対象年度        令和4年度  
監査実施期間        令和6年1月10日 ～ 令和6年2月2日

指摘事項	<p>民俗伝統芸能伝承館のコインタイマー式空調の使用料について、領収書を発行する際に、機械内の投入金額を確認せずに、利用者から聞き取りした投入金額や会議室利用時間から判断し、領収書を発行していた。</p> <p>領収書を発行する際に、実際に支払われた現金を確認せずに、領収書を発行することは不適切である。</p> <p>事務処理の流れについて見直しを行うとともに、使用料徴収業務の公金等取扱マニュアルについても改めるようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>ご指摘のあったコインタイマー式空調の使用料について、領収書が必要な場合、利用者が現金投入前に職員へ声掛けするようコインタイマーに注意書きを表示するとともに、領収書を発行する際には、職員が利用者のコインタイマーへの現金投入に立会い、実際支払われた現金を確認するよう事務処理の流れについて見直しを行いました。あわせて、使用料徴収業務の公金等取扱マニュアルについても改定しました。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 土木課  
監査対象年度 令和4年度  
監査実施期間 令和5年10月20日 ～ 令和5年11月13日

指  
摘  
事  
項

(ア) 国庫負担金及び県補助金の歳入事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。

- ① 令和4年度公共土木施設災害復旧費負担金のうち、収入未済となったものについて、令和5年度への繰越に伴う調定が行われていなかった。

【類似案件】

- ・道路ストック点検・修繕事業
- ・東西アクセス線改良事業（防安全）
- ・橋梁長寿命化修繕事業
- ・土砂災害危険住宅移転促進事業補助金 ほか

- ② 令和3年度から令和4年度（繰越明許）へ繰り越した公共土木施設災害復旧費負担金のうち、令和5年3月31日までに収入済とならなかったものについて、令和5年度への繰越に伴う調定が行われていなかった。

調定済みの歳入のうち、現年度分で出納閉鎖期日（5月31日）までに収納されなかったものについては、6月1日に繰越調定を行うこととなる。また、繰越分で当該年度末日（3月31日）までに収納されなかったものについては、出納整理期間の適用がないため、4月1日に事故繰越の調定を行うこととなる。

八代市会計規則第7条第1項の規定及び「会計事務の手引き」に基づき適正な事務処理を行っていただきたい。

改善内容	<p>(ア)</p> <p>① 公共土木施設災害復旧負担金の令和5年度への繰越に伴う調定については令和5年6月1日付にて繰越調定の処理をしました</p> <p>② 公共土木施設災害復旧負担金の令和5年度への事故繰越に伴う調定については、令和5年4月1日付にて事故繰越調定の処理をしました。</p> <p>今後は、八代市会計規則第7条第1項の規定及び「会計事務の手引き」に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。</p>
指摘事項	<p>(イ) 日奈久港親水緑地管理業務委託について、仕様書は作成してあるが、契約書に添付していなかった。契約書の第5条に、「乙（受託者）は、別添の仕様書により、善良なる管理者の注意を持って、委託業務を処理しなければならない。」とあるため、契約書に添付しておく必要があった。</p> <p>また、委託料が2回に分けて支払われているが、契約書や仕様書に明記しておくべき支払回数や支払時期についての記載がなかった。</p> <p>このことについては、令和3年度の定期監査において指導を行っていたが改善がみられなかった。</p> <p>今後は、八代市契約規則等に基づき、適切な契約事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>(イ) 令和6年度の業務委託から、契約書に仕様書を添付します。</p> <p>また、委託料の年2回支払い及びその時期についての文言を契約書及び仕様書に明記しました。</p>
指摘事項	<p>(ウ) 道路占用料の請求についての決裁伺書に占用者リストが添付されていたが、その中には占用許可の期限が過ぎている者が多数見受けられた。</p> <p>八代市道路占用規則第5条では、道路占用者が占用期間を更新しようとするときは、道路占用期間更新許可申請書・協議書を市長に提出しなければならないとあり、適切な時期に道路占用者から更新許可申請を受け、許可期間の更新を行った上で、占用料の徴収を行う必要があった。</p> <p>道路法、八代市道路占用規則等に基づき、適正な事務処理を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>(ウ) 道路占用料を請求しているもののうち、占用期限が過ぎている分に関しましては、速やかに相手方に通知を行っておりますが、未だ4件が未更新の状態となっております。引き続き、相手方に更新手続きを行っていただくよう催促いたします。</p>

八代市監査委員 様

八代市教育長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 生涯学習課  
監査対象年度 令和4年度  
監査実施期間 令和5年9月8日～令和5年10月17日

指摘事項	<p>(ウ) 職員が講座の受講決定者へ受講決定通知書を一斉送信した際に、受講決定者個人のメールアドレスがほかの受講決定者に漏洩する事故が発生した。</p> <p>複数にメールを送信する場合には、2人以上の職員による確認を徹底するなど、再発防止に努めるとともに、個人メールアドレスなどの市が所有する情報資産の取扱いにおいては、八代市情報セキュリティポリシーを遵守し、適切な情報資産の管理を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>情報資産の取扱いについては、再発防止策として以下の取組を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・R5.5.29に情報セキュリティ研修を課の全職員が受講しました。</li><li>・複数人にメールを送る際には毎回2名以上で送信画面の確認を行っています。</li><li>・注意喚起のサインを各係の机にそれぞれ2～3個常時設置しています。</li><li>・個人情報扱う書類の様式の見直しを行いました。（必須でないものについては収集をしないよう、様式を見直しました。）</li></ul> <p>今後は八代市情報セキュリティポリシーを遵守し、適切な情報資産の管理を行えるよう、定期的な注意喚起や研修などを実施してまいります。</p>